

足立区立梅島小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 7 1 号、以下「法」という）第 12 条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ基本方針」（平成 26 年 2 月 7 日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区立梅島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区立梅島小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめ防止についての学校の方針

- （１）あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （２）児童が主体になっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- （３）いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- （４）いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- （５）相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「足立区梅島小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、事項におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の政策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成されている「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・学年主任・専科主任・養護教諭とし、必要に応じて、スクールカウンセラーや当該児童の担任が参加する。本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともにいじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取り組みを行う。

3 具体的な取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を6月、11月、2月の年3回、実施する。

「生命尊重」に関する授業を人権尊重年間計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置づけ、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会の活性化

年間を通して「あいさつキラキラ運動」に全児童が取り組む。また、「いじめの防止月間」を12月に設定し、「いじめ防止標語」等を作成するなど、児童会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるようにする。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実施把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

カ 児童の自己有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛することで児童一人一人に自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

学校便りや保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者・地域を対象に、いじめ防止教室を実施する。

ク いじめの相談窓口の拡大

いじめの早期発見、早期解決を図るために、学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談等におけるいじめの調査

年間3回の記名式のアンケート調査を実施し、いじめ一覧表に記録する。三者面談や二者

面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聞き取りなどを組織的に行う、いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関連機関との連携

「こども支援センターげんき」等の相談機関と連携をして対応にあたる。いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態にいた要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分

に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。教育委員会は調査結果を区長に報告する。

いじめ防止に関する年間指導計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組	教科等の関連	担当者	関係機関
4	始業式・入学式 一年生を迎える会 定期健康診断	あいさつキラキラ運動		5年生 特活委員会	カウンセラー との全員面談 (5年生)
5	運動会	なかよし班活動 教育相談全体会①	特別活動	個別支援委員会	
6	ごみゼロデイ地域清掃 体力調査 那須甲子自然教室	いじめ防止研修会① いじめアンケート① あいさつキラキラ運動 「生命尊重」の授業 個別カルテの作成	道徳	健康安全部 4年生	
7	個人面談	SNSノート活用 夏休み前の講話		健康安全部	
8	夏季休業	いじめ防止研修会②		健康安全部	
9	保護者会 日光自然教室	あいさつキラキラ運動		1. 6年	
10	前期終了式 後期始業式	セーフティ教室 教育相談全体会②		健康安全部	外部講師
11	音楽会	いじめアンケート② あいさつキラキラ運動 「思いやり」の授業	道徳	3年	
12	人権週間	標語大会(5年生) SNSノート活用			
1	席書会	百人一首大会 あいさつキラキラ運動		2年	
2	6年生を送る会	「友情」の授業 いじめアンケート③ あいさつキラキラ運動 なかよし班ありがとう会 教育相談全体会③	道徳 特別活動	代表委員会	
3	感謝の集い 保護者会 修了式・卒業式	あいさつキラキラ運動 SNSノート活用		6年	

※毎月一回いじめ防止対策委員会と健康安全部会を開催する。毎週月曜日の夕会で生活指導に関する連絡会を行う。